

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年2月21日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日  
令和5年12月26日（宇治市監査委員公表第20号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 国民健康保険課

監査期間 令和5年10月2日～令和5年11月28日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>一般被保険者返納金収入状況について</p> <p>具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが整備されていなかった。速やかに滞納整理事務マニュアルを整備し、より適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>債権管理については、これまで事務引継書の一部に手順を記載するのみでしたが、今般、滞納整理事務マニュアルを策定いたしました。</p> <p>今後徹底を図り、適正な債権管理に努めてまいります。</p>